

特定非営利活動法人
ワーカーズコープ
情報公開規定

(趣旨)

第1条 この規定は特定非営利活動法人 ワーカーズコープ (以下「当法人」という。)が行う情報公開の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象文書)

第2条 情報公開の対象とする文書 (以下「対象文書」という。) は当法人の次の各号に掲げる文書とする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 業務報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 収支決算書
- (6) 資産目録
- (7) 損益計算書
- (8) 事業計画書
- (9) 議事録

(公開の申出)

第3条 何人も、この規定に定めるところにより、当法人に対して対象文書の公開の申出 (以下「公開申出」という。) をすることができる。

2 公開申出は、公開申出書(別記様式)を当法人に提出して行うものとする。

(公開の実施)

第4条 当法人は公開申出があったときは、速やかに次号の各号に定めるところにより、公開申出者に対し、公開申出に係る文書を公開するものとする。

- (1) 公開の場所 当法人本部
- (2) 公開の時間 当法人の休日以外の日の午前9時より午後5時まで

2 文書の公開は、文書の閲覧又は写しの交付により行うものとする。

(費用の負担)

第5条 前条2項の規定により文書の写しを受けるものは、その費用として、複写1枚につき10円を負担するものとする。

(補則)

第6条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に必要な事項は当法人が別に定める。

附則

この規定は、平成16年8月1日から施行する。

別記様式

公開申出書

年 月 日

特定非営利活動法人
ワーカーズコープ
代表理事 永戸 祐三 殿

住 所

氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名)

次のとおり対象文書の公開を申出します。

対象文書 (該当するものを○ で囲んでください)	(1) 定款 (2) 役員名簿 (3) 業務報告書 (4) 貸借対照表 (5) 収支決算書 (6) 資産目録 (7) 損益計算書 (8) 事業計画書 (9) 議事録
公開の方法 (同上)	1 閲覧又は聴取・視聴 2 写しの交付